

令和 3 年 10 月 7 日

宍粟市長 福 元 晶 三 様

総合計画及び地域創生戦略委員会小委員会
委員長 林 昌 彦

第四次宍粟市行政改革大綱の策定について

令和 3 年 9 月 10 日付けで第 2 次宍粟市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）について答申したところであるが、後期基本計画の中で健全な行財政運営の推進を掲げ、併せて第四次宍粟市行政改革大綱（以下「第四次行政改革大綱」という。）について検討を行ってきた。この度、第四次行政改革大綱について成案を得たので、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会小委員会規程第 2 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり意見を申し上げる。

記

- 1 まず、第三次宍粟市行政改革大綱（以下「第三次行政改革大綱」という。）（平成 28 年度～令和 3 年度）に基づく取組について評価及び検証を行った。その結果、人件費の抑制やふるさと納税の拡充などに取り組み、令和 2 年度までの 5 年間で約 5 億 5 千万円の効果があったことは評価できる。

一方、時代の変化が著しいことから、折に触れて事務事業を評価し、改善を図っていくことが求められており、場合によっては事業の廃止も含め、柔軟に対応していくことが必要とされている。加えて、デジタル社会の実現に向けたデジタルトランスフォーメーションの推進、情報発信の強化や ICT の活用といった、新たな課題に直面しており、これらの施策を推進するに当たり、司令塔となる専門部署が必要となっている。

新たな課題に取り組むに当たり、職員の意識改革やスキルアップが必要になるであろう。他方、既存の業務も複雑化し、専門性の一層の高度化が求められる場面が増えることが予想される。また、時には組織・機構を見直すことも必要になるであろう。新たな行政ニーズに対応するため、固定観念に縛られることなく、柔軟な発想をもって事に当たることが期待されている。

- 2 財政収支見通しは、令和9年度及び令和11年度以降にマイナス収支となる恐れがある。人口減少が避けがたい中で、必要な行政サービスを持続的に提供可能にするためには、前述の考えを念頭に置いたうえで、歳出抑制、歳入確保及び資産の有効活用に取り組むことによって、財政収支のバランスが確保された健全な財政運営を実現する必要がある。
- 3 個別の取組項目としては、第三次行政改革大綱から引き続き取り組むものについても、一層の改善ができないかを検討することに加えて、豊かな森林資源を最大限に活用し、市有林を含めた森林整備について、立木売払い収入を確保するだけでなく、間伐を促進することが林業振興、ひいては産業全体の振興につながることを念頭に積極的に取り組まれない。

また、学校等跡地の遊休施設について、民間事業者等への貸付けなど有効活用に取り組むとともに、活用が難しいものについては公共施設等の見直しに合わせ、維持管理費の抑制の観点からも解体することも検討されたい。

さらに、デジタルトランスフォーメーションの推進は、事務事業の効率化や職員の時間外勤務の抑制など、市役所内部において効率化が期待されることは言うまでもないが、ICTの活用により市民生活の利便性が改善されることが重要である。
- 4 限られた財源及び人材を効果的かつ効率的に活用するという観点のもとで、行政サービスのあり方を評価し、見直すということについては、第四次行政改革大綱自体も例外ではないことから、策定以降もその内容を見直されることを期待する。